

グラフィティを用いた前橋市中央通りアーケードシャッター街の景観改善の提案 松戸市、水戸市、取手市、渋谷区の合法的なグラフィティを事例に

大竹研究室
01712762 吉井 陸

1. はじめに

前橋市は群馬県の県庁所在地であり古くから栄えてきた。グラフィティとはスプレー塗料などで壁やシャッターに描くストリートアートであり、日本では渋谷区の代々木公園や横浜桜木町の高架下など観光地化しているものもある。

本研究の目的は市民に受け入れられたグラフィティの事例、松戸市、取手市、水戸市、渋谷区を調査分析し、前橋市中央通りアーケードのシャッター街の景観改善をグラフィティによって提案することである。

2. グラフィティについて

グラフィティとは、スプレー、ペン、ステンシルなどを使用し電車や壁面などの公共の場所に描かれる図柄である。ストリートアート、エアロゾールアートとも呼ばれることもある。しかしその多くが許可なく描かれた違法なものである。

一方、合法的な例としてビル外壁や商店街のシャッター、高架下など所有者の許可や依頼、コンペティション、イベントなどで描かれたものがある。これらの合法的なグラフィティの魅力は「レベルの高い絵が多く、街に活気を与える」「質の低い落書きとしてのグラフィティを抑止する効果もある」である¹⁾。

また、グラフィティアーティストによる作品は現代美術として価値が認められている²⁾。

3. 中央通りアーケードシャッターについての調査

3.1 対象

本研究の景観改善の対象地は群馬県前橋市千代田町にある「中央通りアーケード」である。ここは前橋市街地の中心であり、メインストリートであるが、新たな出店が少なく、古くから開業している店が日によって開店していたり、閉店していたりする。また、事前調査において手入れのされていないシャッター街であることが確認されておりグラフィティによって景観の改善が見込めるためである。

3.2 現状調査

前橋市千代田町中央通りアーケードの店舗とシャッターについて、現状の中央通りアーケードのシャッターの数を調べるために以下の調査を実施した。

本研究では、店舗が開いていることを開店、店舗が閉まっていること閉店、シャッターが閉まっていることを閉扉とする。

調査日時を2020年11月11日(水)と2020年11月14日(日)とし、昼12時、夜19時に開閉店数、閉扉数を調べ閉店割合、閉扉割合を算出した(図1・表1)。

3.5 結果

この調査により、19時に閉店する店舗が多いことが分かった。しかしシャッターを備えている店舗は平日も多く閉まっており閉店している店舗が多いことが分かった。また、閉扉率の平均が4割以上あることも分かった。

平日、休日別でみると平日昼が最もシャッターが閉まっている店舗の割合が多く、休日昼が開店している店舗が最も多い。

図面から読み取れることとして、通りの中央に連続して



図1 中央通りアーケード日別シャッター分布図

表1 日別 閉店、閉扉、閉扉率、閉店率

N=59	11/11 12:00	11/11 19:00	11/14 12:00	11/14 19:00	合計	平均
閉店	37	48	26	54	165	41.25
閉扉	26	29	12	32	99	24.75
閉店率	62.71%	81.36%	44.07%	91.53%	69.92%	69.92%
閉扉率	44.07%	49.15%	20.34%	54.24%	41.95%	41.95%

シャッターが閉まっている箇所がありシャッター街として見受けられる。

5. 合法的なグラフィティについての調査

地域に受け入れられるグラフィティについて考察するため合法的に描かれたグラフィティについてモチーフを分類し、トーン、色相環を分析した。

5.1 対象

対象を行政が関わっている松戸市、水戸市、取手市、渋谷区代々木公園の合法的なグラフィティとした。

松戸市に関しては、松戸アートラインプロジェクト(2010年・2011年)でグラフィティが用いられた。また、MAD City というプロジェクト内の PARADISE AIR というアート・イン・レジデンスで招聘されたアーティストが松戸に壁画を残したとホームページ内に記述があることから現地に足を運び写真を撮影し、5作品を対象とした。

取手市に関しては市のホームページに記載があった壁画作品のうちグラフィティアーティストが描いたものである2作品を対象とした。

水戸市に関しては日本で初開催の大規模なグラフィティの展覧会 X-COLOR GRAFFITI IN JAPAN が水戸芸術館現代美術ギャラリーにて行われた。その展覧会の作品集³⁾から屋外に描かれており、作者が判別できるもの9作品を対象とした。

渋谷区に関しては代々木公園公認である9作品を対象とした。

5.2 モチーフ分析

モチーフの多くが抽象的なものであり、その他に地元の伝説や伝統を描いたもの、花、虫、動物など自然を描いたものが挙げられた。これらに共通しているものは人に恐怖心を抱かせないもの、見ていて和むもの、元気がもらえるものと考えられる。

5.3 トーン分析

作品から1色ずつ色を抽出しカラーコードに置き換え、それらの色をPCSSのトーン分類に基づきプロットした(図2)。

調査から得られたこととして清明色+中間色+無彩色で構成されていた。また彩度の極端に高いものはあまりなかった。

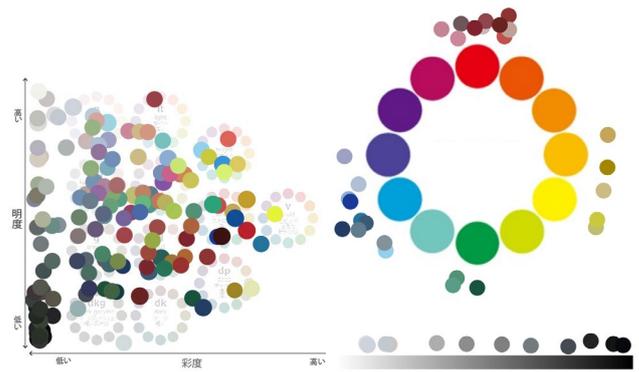


図2 トーン分析図

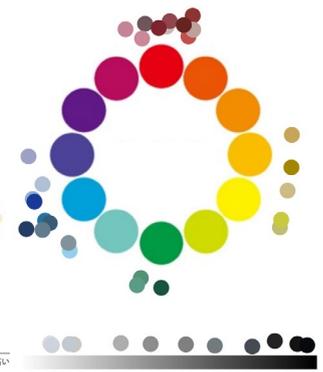


図3 色相分析図

5.4 色相環分析

トーン分析と同じように生成したカラーコードを色相環上でプロットした(図3)。

赤、青、黄、緑の近似色にまとまっており、黄緑や橙、紫などの混色はあまり見受けられなかった。また、無彩色はまんべんなく分布していた。

5.5 結果

モチーフは恐怖心を抱かせないようなもの、地元ゆかりのあるものであった。トーンはまとまりよくあまり彩度を高くせず街並みになじむものであった。色相はあまり混色をせず色の彩度調整によって描かれていた。

これらが合法的なグラフィティとして行政に受け入れられているといえる。

6. 提案

以上の結果を踏まえて中央通りアーケードのシャッター街の景観改善を提案する。具体的な手法として使われていないシャッターに合法的なグラフィティをグラフィティアーティストに描いてもらい、その過程も含めてイベント化する。イベントではグラフィティのワークショップやライブペイントなども行う。イベント化することで市民に興味を持ってもらいコミュニティ形成を促す。また、完成したグラフィティを残すことで景観改善となりシャッター街の寂れた雰囲気を明るくすることができる。

【参考文献】

- 1) 小林茂雄・東京都大学小林研究室(2009)街に描く 落書きを消して合法的なアートをつくらう p.166
- 2) ザビエル・タピエス(2019)バンクシー ビジュアル・アーカイブ p.114
- 3) 窪田研二・能勢伊勢雄(2005)X-COLOR GRAFFITI IN JAPAN pp.28~40